平成２１年（フ）第２１３号
新潟県長岡市中島４丁目11番17―202号
債務者　坂詰　治美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
愛知県一宮市花池２丁目16番12―102号　メゾン花池102号
債務者　松岡　素子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２７号
愛知県一宮市花池２丁目16番12―102号　メゾン花池102号
債務者　松岡　貞男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３０１号
札幌市北区新琴似５条８丁目３番９号　トミイサニーハイツ15号１Ｆ右
債務者　伊藤　信宏
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１２号
北海道恵庭市漁町189番地ラ・シャンブル102号
債務者　藤井あゆみ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２３号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地13　第７ハイツＫＤ201号
債務者　古谷　沙織
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２５号
札幌市厚別区厚別東３条７丁目12番５号
債務者　榊原　直子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５８号
北海道千歳市北陽３丁目５番１―302号
債務者　甲斐美佳子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４２号
札幌市白石区中央２条５丁目２番48―202号
債務者　阿部　清美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４４号
北海道石狩市花川北２条２丁目201番地12
債務者　乗田　和哉
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４５号
北海道石狩市花川北２条２丁目201番地12
債務者　乗田可奈子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２１号
札幌市厚別区厚別北３条５丁目27番６号
債務者　二唐　俊幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４６号
北海道恵庭市白樺町３丁目８番11号
債務者　廣瀬　　聡
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７０号
札幌市西区山の手３条２丁目２番２―203号
債務者　田村　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７７号
札幌市西区八軒９条西10丁目５番21号
債務者　鈴木　幸子（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１７号
札幌市中央区北５条西22丁目１番７号
債務者　成田　定光
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４５号
札幌市東区北21条東14丁目１番20―406号
債務者　竹下　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４号
北海道紋別市潮見町３丁目５番11号
債務者　後藤　辰男
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
旭川地方裁判所紋別支部